

「みちのく潮風トレイル縦走支援事業委託業務」

企画提案書作成要領

令和 4 年 4 月

岩手県沿岸広域振興局

この「企画提案書作成要領」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「みちのく潮風トレイル縦走支援事業委託業務」（以下「本業務」という。）に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が、企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料1「企画コンペ実施要領」及び資料2「業務仕様書」を確認のうえ、本作成要領により必要な書類を作成し、提出するものとする。

1 企画提案内容

参加者は、資料1「企画コンペ実施要領」及び資料2「業務仕様書」の趣旨等を踏まえ、次に掲げる書類を提出するものとする。なお、**企画提案書等はA4判で作成すること。**

(1) 次の事項を記載した企画書（様式任意）

- ア 企画内容の基本的な方針（基本コンセプト）
- イ 参加者の周遊を促す提案等
 - ・ 特徴及び具体的内容
 - ・ 提案を実現するための措置
- ウ 業務の実施体制
- エ 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 【様式3】会社概要及び過去5年間の主な受注等実績

企画コンペ参加届出時に提出したものの写しを提出すること。

2 本業務の実施に要する費用の内訳を明らかにした費用積算内訳書（様式任意）

- ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明確に記載すること。
- イ 宛名は「岩手県沿岸広域振興局長」とし、参加者の商号又は名称及び代表者の職・氏名を記載のうえ、社印及び代表者印を押印すること。
- ウ 積算した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。
- エ 費用積算内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること

3 提出部数

「1 企画提案書」に掲げる書類の提出部数は、正本1部及び副本7部とする。

4 その他留意事項

- (1) 企画提案は、すべて企画提案書に記載すること。
- (2) 提出する企画提案は、参加者（共同提案にあつては当該共同体）1者につき1提案とすること。
- (3) 提出書類は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4左綴じもしくは横A4上綴じにまとめること。また、ページ番号は目次を除いた通し番号とすること。
- (4) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- (5) 審査の結果、受託予定事業者として選定された者は、県と契約時の仕様を協議・調整したうえで、契約締結、事業実施することとなること。なお、その際、企画コンペにおいて提案した企画案の実施が著しく困難となった場合、または企画を大幅に変更せざるを得なくなった場合には選定を取り消す（契約を解除する）ことがあること。
- (6) 提案書等の作成・提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。